

事務連絡
令和3年10月11日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その2の2）について (令和3年8月16日兵庫県神戸市発注の工事に伴う死亡事故)

本年8月16日、兵庫県神戸市発注の汚水ポンプ設備の増設工事において、ポンプ棟地下2階の床搬出口で部材の搬出作業を終えて、二次下請け作業員2名で蓋を閉める作業をしていたところ、蓋を閉める際の声掛けが合わず、作業員のうち1名がバランスを崩して、床搬出口から10.2m下の地下3階に墜落して死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備が確認されました。

- ・開口部には柵を設置し、墜落制止用器具のフックを掛けられるように整備されていたが、作業員はフックを使用していなかった。
- ・作業員は着用を義務付けられていたフルハーネス型の墜落防止用器具ではなく、胴ベルト型を着用していた。
- ・現場代理人、一次下請け安全衛生責任者は二次下請けの作業員が胴ベルト型墜落防止用器具の着用を認識していたが、同種作業に慣れていることから胴ベルト型の着用を容認していた。

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者については引き続き工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

- ・ポンプ棟地下2階の床搬出口で**はっ**りガラはっの搬出作業を終えて、作業員(被災者と相番者)2名で蓋を閉める作業をしていた。
- ・蓋を閉める作業の際に声掛けが合わず、被災者がバランスを崩し、墜落制止器具のフックを単管柵にかけていなかったことから床搬出口から10.2m下の地下3階に墜落し、死亡した。

(高所作業に対する作業員及び受注者等の対応状況)

- ・作業場所の開口部には単管による柵を設置し、墜落制止器具のフックを掛けられるようにしていたが、作業員はフックを使用していなかった。またフルハーネス型墜落制止器具を着用すべきところ、胴ベルト型を着用していた。一方の相番者は墜落制止器具を未着用であった。
- ・受注者は高所作業に対する安全教育は行っており、5m以上の高所作業ではフルハーネス型墜落制止器具の使用を義務づけていた。ところが、蓋の開閉作業に慣れていた二次下請けに対して胴ベルト型墜落制止器具の着用を現場代理人、一次下請け安全衛生責任者ともに容認していた。
- ・受注者は従来から作業員の新規入場条件として、フルハーネス型墜落制止器具の特別教育を受講済みであることを条件としていた。

【再発防止策】

1. 安全教育の徹底
全作業員にVRやDVDも活用した安全教育を行い、作業高さに応じた墜落制止器具の着用と適正使用を徹底する。また現場代理人、下請け安全衛生責任者に高所作業リスクの管理や作業員への情報伝達の重要性を教育する。
2. 作業手順書の作成
開口蓋の開閉作業は作業手順書を作成し、作業員に周知後作業に着手する。
3. 安全ネットの活用
資機材の搬出入が継続する場合、蓋の開閉を行わず、開口柵全体を安全ネットで覆うことで、蓋の開閉作業頻度を最少化する。
4. 監視カメラの設置
各フロアの開口部へ監視カメラを設けて安全抑止力を高める。
5. 作業中止に係る元請ルールの徹底
墜落制止器具の不適正な使用については、元請判断で即時作業中止するルールを再周知し、運用を徹底する。
6. フルハーネス型墜落制止器具の着用徹底
作業内容に関わらず、高所作業場所に入場する際にはフルハーネス型墜落制止器具の着用を全作業員に義務付ける。
7. 発注者による安全パトロール
受注者だけでなく、発注者においても定期的なパトロールを実施し、墜落制止器具の適正使用の徹底、作業員の安全意識向上に努める。

【状況写真】



【状況図】

